

年金のお手続きをされるご遺族の方へ

1. 亡くなられた方の
年金証書 または 年金手帳
2. 亡くなられた方と請求される方との続柄が確認できる書類
戸籍謄本(様) 戸籍抄本(様)
除籍謄本(様)
3. 亡くなられた方と請求される方との生計維持関係が確認できる書類
世帯全員の住民票(様) 住民票(除票)(様)
4. 請求される方の通帳 または キャッシュカード等
5. 所得証明書 または 課税(非課税)証明書(様) 年度 年分
6. 源泉徴収票等(様) 年分
7. 市区町村長に提出した死亡診断書(死体検案書等)のコピー または
死亡届の記載事項証明書
8. 在学証明書 または 学生証等(様)
9. 印鑑(スタンプ印不可)
10. 個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カード(様)
11. その他

※ 亡くなられた方、請求される方によってお手続きの内容・必要書類は異なります。手続きに行かれる前に、上記の一覧を参考に年金事務所にて必要書類を確認されることをお勧めします。

自動音声案内の流れ

中村年金事務所
052-453-7200

自動音声案内に従って番号を押してください

1	年金の請求や受け取りに関するご相談	1	一般的な年金相談	「ねんきんダイヤル」へおつながります
		2	提出いただいた年金受給に関する各種請求書・届書の処理状況のご確認	お客様相談室
2	国民年金加入保険料納付免除手続き等のご相談	1	国民年金の加入、保険料に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつながります
		2	年金事務所職員にご用のかた	国民年金課
3	健康保険・厚生年金保険の資格や報酬、事業所の新規加入手続き等のご相談	1	健康保険・厚生年金保険の加入や届書に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつながります
		2	年金事務所職員にご用のかた	厚生年金適用調査課
4	健康保険・厚生年金保険の保険料のご相談		厚生年金徴収課	
5	その他のご用件のとき			
0	もう一度メッセージをお聞きになるとき			

※ダイヤル回線のかたや、操作方法またはお問い合わせ先がご不明なときは、番号を押さず、そのままお待ちください。